

連結財務諸表の会社法上の規制のあり方

Consolidated Financial Statements of Companies Act in Japan

田 中 恒 夫

1. 問題提起

連結財務諸表が我が国の経済社会に導入制度化されて広くその有用性が認識されてきていると言えよう。

ところが会社法の世界に目を転じると異なった景色が見られる。そうした事例について若干示してみよう。

事例 I 三洋電機違法配当事件

三洋電機が平成13年3月期から平成17年3月期の有価証券報告書の訂正を平成19年12月25日に行った。また、証券取引等監視委員会は平成20年1月18日に同社に対し、平成17年9月半期報告書で純資産額が1,746億円であったにもかかわらず2,268億円として提出したとして課徴金830万円を課している。

さらに金融庁は同社の監査を担当した公認会計士4名に対して、最大2年の業務停止処分を平成20年7月11日に行っている。

こうした事実に対して同社の株主が「平成14年9月中間期から平成16年9月中間期までに行った本件配当について、関係会社株式の減損処理等の会計処理が公正な会計慣行に準拠していなかったことによって配当可能利益が無いのになされた違法配当であると主張して、配当を決議した取締役らに対し、旧商法266条1項1号に基づく損害賠償、決議に欠席した取締役らに対して監視義務違反による同法266条1項5号に基づく損害賠償、監査役らに対して善管注意義務違反による同法277条に基づく損害賠償請求をした株主代表訴訟」を提起した。

最終的結論は、公正なる会計慣行に適合しない違法性を認めることはできないと判示されている。^(注1)

しかし、同社の有価証券報告書の訂正前と訂正後の数値を示した下記表1の要約表に見るように、訂正後未処理損失が前期（平成16年）で1,194億円であり、それ以前の純損失が15年739億円、14年370億円、13年907億円であったことを考えると結果的に違法配当が行われていたと考えられる。いま、訂正前の個別純資

産が4,760億円であるものが訂正後2,585億円とされ、連結の純資産2,882億円とほぼ等しいことが示されている。もし連結計算書類によればこのような配当は出来ないことは明らかとなり、このことは、会社法が債権者保護を使命として考えるならば、判決では違法配当ではないと言ってみても、結果的に配当しうる剰余金がない中での配当であり、配当可能利益を個別財務諸表により計算する現行制度の問題点を示している。個別計算書類では子会社を使う粉飾は防げないということが連結導入の直接の契機であったが配当の問題でも同様の問題点があることが示された例が本件と言えよう。

表1 三洋電機 貸借対照表等（17年3月期）（億円）

	個別			連結 (訂正無)
	訂正前	訂正後	差異	
総資産	14,294	12,547	1,747	26,006
（投資その他	4,951	3,489	1,462	2,509)
負債	9,533	9,962	429	22,624
純資産	4,760	2,585	2,157	2,882
(損益)経常利益	4	92		
当期純損失	878	1,699	821	1,715
当期末処理損失	751	2,927	2,175	

(有価証券報告書より作成)

事例 II 某社株主総会決議取消し訴訟判決

某社の一株主が、同社の株主総会決議取消等請求を行った事件（平成24年「ワ」20534号）につき、東京地方裁判所が平成26年1月23日に下した判決で「会社法上、連結計算書類については、株主総会においてその内容の承認を受けることは必要とされておらず、定時株主総会の招集を通知する際にこれを株主に提供し、同総会においてその内容を報告することが必要とされているに過ぎない上（同法444条6項、7項）、役員を選任決議は、定時総会以外の株主総会においてもこれを行うことが可能であることに徴すると、連結計算書類が不正な会計処理を伴うことは、役員を選任に関する株主の理解及び判断に影響を与えるものとは言いがたい。さらに、上記の事情に加え連結計算書類が不正な会計処理を伴うものであったとしても、当該処理により計算書類の内容に直ちに影響が及ぶわけではないことも併せ考慮すると、原則として、当該処理は計算書類の承認決議に影響を与えるものとも認められない。したがって、連結計算書類が不正な会計書類を伴うも

のであったとしても、それが役員を選任決議や計算書類の帰趨に影響を与える等の特段の事情のない限り、同各決議につき決議の方法が著しく不公正なときに当たるとはいえず、当該処理が同各決議の取消事由になるとはいえないものというべきである（同判決20、21頁）。」としている。

以上、上記に引用したように連結計算書類は会社法上報告書類に過ぎないので、同書類が不正な会計書類を伴うことは総会の役員選任に影響を与えるものとは認められない、としている。ここでは連結計算書類は単なる報告であるから不正な会計処理を伴っていても総会決議には無関係と言っている。連結計算書類はこのように軽いものであろうか。これに対して、森本教授は「会社法は、作成された連結計算書類が定時株主総会の招集の通知に際して、株主に提供され、かつ、定時株主総会においてその内容が株主に報告されることを求める。連結決算情報を定時株主総会の招集と開催の手續に組み込むことで、親会社の株主がグループの経営を職務とする親会社の経営者をコントロールする手段を提供している、と評価出来る」^(注2)とされる。ここでは、連結決算の内容によっては経営者の交代を求めることもあり得ると解され、東京地裁の判決とは大きく異なるものである。

これまで見てきたように個別計算書類は、基本的に総会の承認を要する（会法438条2項）のに対して、連結計算書類は報告事項（会法444条7項）とされていることから、この判決のような形式的結論が導かれている。こうした結論をもたらす一つの要因は、会社法における連結計算書類の位置付けが前時代的規定のままに放置されていることに由来すると考えられる。

事例 III 純粹持株会社の盛行

表2 (株) みずほフィナンシャルグループ 財務数値(億円)等

	連結			個別		
	23年3月	24年3月	25年3月	23年3月	24年3月	25年3月
経常利益	5,884	6,485	7,503	187	104	2,359
純利益	4,132	4,845	5,605	185	102	2,413
純資産	66,239	68,692	77,362	46,528	46,883	47,889
総資産	1,608,120	1,653,605	1,774,110	60,351	61,284	62,021
従業員数	56,770	56,109	55,492	411	599	1,061

上記にみずほフィナンシャルグループの連結と個別の数値^(注3)を示してみたが、この数値で一目瞭然なのがホールディングはまさに指令機関であり、この個別単体の財務諸表に注目しても実態は全く分からないというのが実感である。この企業グループの実態は連結して初めて理解できるのである。

このように持株会社が解禁されてからは、従来の事業持株会社のように親会社が事業を行うことなく親会社は指揮するだけの純粋持株会社が拡大してきており、この場合の親会社個別単体の財務諸表は殆ど意味をなさなくなっていると考えられる。さらに各企業の業績発表、配当方針等も連結数値を基準に行われており、また、株主総会の報告も連結業績が報告され個別については、送付された資料を参照されたい、とし説明が省略されているのが実情である、とされる^(注4)。2011年5月の時点で非製造業で約300社、製造業で約100社、計400社^(注5)が持株会社と言われていたが、現時点ではさらに持株会社が増加しているよう。

このように多くの会社が持株会社になると共に、それ以外の会社もグローバルに展開する為多くの子会社を抱えるのが普通になっている。そこでの実態は連結でなければ分からない。そうした状況にも拘わらず会社法は、個別財務諸表を中心とする規定のままである。

事例 IV 客観情勢

1. IFRS導入の進展

2013年6月に金融庁は「国際会計基準（IFRS）への対応の在り方に関する当面の方針」を公表し、最終的にはピュアなIFRSに収斂単一化するけれども、当面は、①任意適用要件の緩和、②IFRSの適用方法の検討（エンドースメントされたIFRS）、③単体開示の簡素化、を図ることとしている。この結果、IFRS適用可能企業が4千社超^(注6)になりうると見込まれ、現に多くの企業が任意適用を公表していることが報じられている。更に単体開示も会社法に準じる表示が平成26年3月期から認められた。このことは、情報開示はIFRS（連結）で、株主総会用単体（個別）は日本基準でというように多くの点で異なる基準で作られたものが同一企業で混在することとなる。企業でも国内基準で作った単体をIFRS（連結）基準に組み換える余分な作業が必要となると共に、情報の利用者にとっても真の企業の力を評価するのに単体開示がどれだけ役に立つのであろうか。その例は、前記事例Ⅲが示すとおりである。

2. 経済団体等の意見

① 経団連の実態調査^(注7)

経団連は2008年5月に実施した調査では、個別財務諸表の開示を廃止し連結財務諸表のみの開示に一本化すべき(39社中33社)としている。

② 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、平成21年5月の報告書^(注8)で、(1)金融商品取引法と会社法における財務情報の実質的一元化を検討すべきである。(2)有価証券報告書の個別財務諸表は、引続き開示が必要であるものの、現在よりも簡素化を図る必要がある、としている。

こうした動きも受けて2014年より単体開示の簡素化が図られている。

3. 金融商品取引法上の取り扱い

1999年から金融商品取引法による有価証券報告書では連結財務諸表を中心とする開示制度とされている。

4. マスコミ報道

企業業績を報道するマスコミ情報も主として決算短信を中心に連結情報に基づき報道されており、単体個別の情報は殆ど報道されないのが実態である。

2. 会社法上の規定の問題点・見直し点

上記問題提起で示したような事態に対する対応策について以下に検討してみよう。

I 連結計算書類のみの開示への会社法の変更

現在の会社法では、(単体)計算書類は原則的に株主総会の承認を要する(会438条2項)こととされている。それに対して連結計算書類は定時株主総会に提出し報告しなければならない(会444条7項)とされている。こうした規定の仕方から連結計算書類が軽いものとの誤解が生まれている。また、国際会計基準(IFRS)或いはアメリカ基準等は、連結のみの開示を求めているのである。先の経団連の回答にも示されたように、国内ですら単体財務諸表の廃止が叫ばれている現実がある。こうしたことを考えると、公開会社および一定の大会社についてはこの際単体計算書類は廃止して連結計算書類のみを会社法に規定する法体系に改めることが望まれる。ここでは、主として会社法の立場から主張しているが、金融商品取引法の開示についても海外と同様に連結財務諸表に一本化すべきと考えられる。

II 配当規制の連結への移行

現在配当可能利益の計算は、個別財務諸表を基礎に計算することとされている（会法461）。ただし例外的に連結配当規制適用会社となって、連結ベースの剰余金等に基づいて計算される金額と個別ベースの剰余金等に基づいて計算される金額を比較し、前者の方が小さい場合には分配可能額に制限を加える（計規158条第四号）ことを選択できる制度が定められている（計規2条3項51号）。これは、あくまで個別財務諸表を基準とする分配可能額の計算式を単純に連結に延長し適用できるようにしたものにはすぎない。

ここで議論しようとするのは、むしろ連結計算書類を基礎に債権者保護のための配当規制をどのように行うのが良いか、ということである。この問題については注9に示したように多くの議論が展開されているが、ここではその中から郡谷大輔氏の「IFRS導入・適用に関する会社法上の論点」の概要を紹介してみよう。そこでは、IFRSと分配可能額との関係について、「近年の株主総会の場合でも、実務的には連結ベースでの財務情報が株主に対して説明され、単体の財務情報については招集通知を参照していただきたい」として、説明が省略されているのが実情である。」とし、会社の財産状況を利害関係者に適切に表示し判断させるという観点からは、連結計算書類の方が優れていると言える状況にある。そこで連結ベースでの分配可能額算定上の問題点として、①子会社等が別法人であるので、その処分可能性、執行可能性がないという点があげられるが、それは強調すべき論点ではない、とされる。②単体の剰余金が連結の剰余金を下回る場合に連結ベースで配当することは不適當ではないか、という意見があるが、親会社の実質支配している以上、いつでも親会社に配当を実施させることができ大きな問題でないといわれる。以上のとおり、連結ベースによる分配可能額規制に一本化することについては、十分に検討に値する状況にあると考えるし、実務的に優れている面があることは否定できないと考えられる、としている。なお、連結計算書類のみに基づく分配可能規制が導入可能となれば、会社法上の要請から単体計算書類を作成する必要はなくなることになる、とされる。そして、単体ベースでのIFRS適用についての議論が仮に進まない場合には、二つの規準で作成を強制されることを回避できる一つの合理的な解決策となりうるであろう、とする。

また、東京証券取引所の決算短信では連結配当性向の記載を求めており、トヨタ自動車は、連結配当性向30%を目安とする旨（2014）を表明している（同社決算要旨4頁）。こうした実情を考慮したものとして連結ベースで配当規制することには、問題ないことが上記に示されているので、どのような方式で連結配当規制を定めるかであるが諸外国の方式を参考に定めることとなろう。先に示した多

くの論文ではカリフォルニア州の例が多く引用されていたのでここでは最近の同州会社法の条文を下記に示してみる（2014年2月）。^(注10)

114条 財務諸表、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書へのこの章のすべての言及、及び会社の資産、負債、収益、利益剰余金、および類似の会計項目の全事項は、その時に適用されている一般に認められた会計原則に従って作成された、又は決定された財務諸表又は比較表や項目を意味し、かつ、それらがこの章における特定の規定により要求される特別の会計処理に従って表示しようとする事項を、一般に認められた会計原則に従って適正に表示している財務諸表又は会計項目を意味している。別段に言及のない限り、この章の財務諸表は、子会社を有する会社の場合には、そこで適用される一般に認められた会計原則の下で連結財務諸表に含めることを要求されているように、その会社及び子会社の連結財務諸表を意味しており、さらに、会計項目の全ては、連結財務諸表に従った連結基準で決定された項目を意味している。

500条 会社及びその子会社は、取締役会が、以下のいずれかを誠実に決定するのでなければ、会社の株主にいかなる配分をもすることはできない。

- (1) 会社の留保利益が、配分の直前で(A)提案配分額 プラス (B)優先配当未払額の合計額に等しいか、又は超過していること
- (2) 配分の直後で、会社資産価値が、総負債＋優先新株引受権の合計額に等しいか超過すること

501条 会社又はその子会社は、もしも、配分をするその会社又はその子会社が、期限がきた時に、その負債を支払うことができなくなりそうである、又は、その結果がそうなりそうである、という時には、会社の株主にいかなる配分もすることができない。

これらの配当規制基準は、(1)利益剰余金基準、(2)貸借対照表基準および、支払不能基準(501)を組み合わせ、しかもG A A Pに基づく連結財務諸表によっているという事が示されている。

以上連結配当規制にふれたが、これら諸外国の例を参考に現行の矛盾を含んだ単体配当規制からの連結配当規制への移行が望まれるものである。

ここまでの議論を通して現行会社法の単体個別計算書類を中心とする体系の問題点を論じてきたが、会計学では連結会計が当然とされている世界の潮流に合わせ、会社法の規定の見直しを早急に望むものである。

表3 会社法を中心とする連結財務諸表の制度化の経緯

昭和40年 (1965)	山陽特殊製鋼 粉飾倒産 (子会社を利用)
昭和42年 (1967)	「連結財務諸表に関する意見書」企業会計審議会
昭和49年 (1974)	商法に関する監査特例法成立
昭和50年 (1975)	「連結財務諸表原則」企業会計審議会
昭和51年 (1976)	「連結財務諸表規則」制定
昭和52年 (1977)	連結財務諸表を証券取引法上の開示制度として導入
昭和54年 (1979)	「株式会社の計算・公開に関する改正試案」法務省公表
平成9年 (1997)	独占禁止法改正による純粹持株会社解禁 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」企業会計審議会
平成11年 (1999)	有価証券報告書・個別財務諸表中心から連結財務諸表中心へ転換
平成14年 (2002)	商法「連結計算書類」制度・有価証券報告書提出大会社に導入 (株主総会では、連結計算書類は承認することを要せずその内容を報告しなければならないものとしている。)
平成17年 (2005)	会社法成立
平成21年 (2009)	「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書」企業会計審議会
平成22年 (2010)	I F R Sの連結任意適用開始 (有価証券報告書・会社法)
平成26年 (2014)	I F R Sの適用範囲の拡大 (4,000社超)、単体開示の簡素化

(注1) 金融商事判例 NO.1407号36-62頁

(注2) 森本滋「企業結合法の総合的研究」37頁

(注3) 金融庁E D I N E T同グループ有価証券報告書企業情報より

(注4) 郡谷大輔「I F R S導入適用に関する問題点」商事法務1905号42頁

(注5) 阿部泰久他「今までのビジネス法制の改革を検証する」商事法務1931号26頁

(注6) 経営財務3128号1頁

(注7) 「今後のわが国会計基準のあり方に関する調査結果概要」2008. 5. 20

(注8) 「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言」H21. 5. 21

(注9) 連結財務諸表を基準とする配当規制にふれた主な文献を以下に示しているが、※印をした文献ではカリフォルニア州の事例に言及している。

①矢沢惇「計算、公開規定の改正方向」企業会計31巻3号37頁

※②矢沢惇他「会社法改正とカリフォルニア州新会社法(下)」商事法務789号

- ※③吉田昂「計算規定の改正と営業報告書・連結決算」商事法務839号5頁
- ※④矢沢惇「会社の計算・公開に関する改正問題」商事法務825号16・17頁
- ※⑤伊藤邦雄「連結財務諸表と配当可能利益」会計121巻4号76-94頁
- ※⑥清水忠之「連結財務諸表と利益配当」ジュリスト773号123-129頁
「連結財務諸表の法的規則」上智法学26巻3号137-201頁
- ※⑦原秀六「企業集団内における不当な取引の規制」一橋研究12巻2号27-46頁
「企業結合と配当財源」民事法研究会（最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題）995-1016頁
- ※⑧岸田雅雄「結合企業会計の法的規制」98-142頁
 - ⑨弥永真生「国際会計の潮流からみた会社法」法律時報78巻5号45-51頁
 - ⑩郡谷大輔「IFRS導入・適用に関する会社法上の論点」商事法務1905号36-43頁
 - ⑪河合芳光「近時の会社法・商行為法制にかかわる動向」商事法務1920号31-37頁
 - ⑫久保大作「資本制度・分配規則に関連して」商事法務1974号21-30頁
 - ⑬斉藤静樹「会計基準の研究」139-153頁、317-328頁
 - ⑭稲葉威雄「会社法の解明」505-506頁、622-624頁
 - ⑮森本滋「企業結合法の総合的研究」35-39頁、237-239頁
- ※⑯伊藤邦雄「IFRSと会社法をめぐる論点」企業会計65巻5号18-27頁
- ⑰弥永真生「連単財務諸表のIFRS適用による分配規制への影響」同上28-37頁

(注10) 「California Corporation Code」

http://www.leginfo.ca.gov/.html/corp_table_of_contents.html (2014. 2. 13)

<参考文献>

1. 味村治「連結財務諸表の法的規制に関する若干の問題点」産業経理 25巻6号 (1965) 88-92頁
2. 味村治「資本維持の原則と収益力の表示」商事法務 120号 (1958) 2-9頁
3. 味村治「連結意見書と商法」企業会計 19巻6号 (1965) 64-67頁
4. 商法部会シンポジウム「企業結合」私法37号 (1975) 90-166頁
5. 「会社法改正とカリフォルニア州新会社法(下)」ジェニングス教授に聴く 商事法務 789号 (1977) 11-16頁

6. 矢沢淳他「計算・公開規定の改正方向」 企業会計 31巻3号 (1979) 17-40頁
7. 吉田昂「計算規定の改正と営業報告書・連結決算」 商事法務 839号 (1979) 2-5頁
8. 元木伸「株式会社の計算・公開に関する改正試案の公表」 商事法務 858号 (1979) 2-10頁
9. 稲葉威雄他「連結決算の商法導入をめぐる諸問題(上)」 商事法務 844号 (1979) 6-15頁
10. 稲葉威雄他「連結決算の商法導入をめぐる諸問題(下)」 商事法務 845号 (1979) 48-57頁
11. 矢沢淳「会社の計算・公開に関する改正問題」 商事法務 825号 (1979) 4-23頁
12. 清水忠之「連結財務諸表と利益配当」 ジュリスト 773号 (1982) 123-129頁
13. 伊藤邦雄「連結財務諸表と配当可能利益」 会計 121巻4号 76-94頁
14. 清水忠之「連結財務諸表の法的規制」 上智法学26巻3号 (1983) 137-201頁
15. 岸田雅雄「結合企業会計の法的規制」 有斐閣 (1984)
16. 原秀六「企業集団内における不当な取引の規制」 一橋研究12巻2号 (1987) 27-46頁
17. 江頭憲治郎他「親子会社法制等に関する問題点をめぐって」 商事法務 1500号 (1998) 20-47頁
18. 上村達男「商法会計の動向」 企業会計52巻2号 (2000) 47-54頁
19. 弥永真生「計算・資本関係の規定の改正」 商事法務 1639号 (2002) 4-12頁
20. 始関正光「平成14年改正商法の解説(X)」 商事法務 1649号 (2002) 4-13頁
21. 西山芳喜「会社の計算関係の改正」 法律時報 74巻10号 (2002) 52-58頁
22. 尾崎安央「連結計算書類と連結財務諸表」 判例タイムス 1122号 (2003) 107-117頁
23. 原秀六「企業結合と配当財源」 民事法研究会「最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題」 (2005)
24. 稲葉威雄「企業結合法制をめぐる諸問題」 監査役499-591号 (2005)
25. 高橋英治「わが国における企業結合法制の現状と課題」 法学雑誌53巻4号 (2007) 779-805頁

26. 弥永真生「国際会計の潮流からみた会社法」 法律時報78巻5号 (2006) 45
-51頁
27. 片木晴彦「企業結合の開示」 商事法務 1832号 (2008) 32-36頁
28. 片木晴彦「結合企業の株主保護と情報開示制度」 商事法務1841号 15-25頁
29. 弥永真生「会社法制と I F R S」 別冊企業会計 I F R S 導入の論点 (2009)
62-71頁
30. 郡谷大輔「I F R S 導入・適用に関する会社法上の論点」 商事法務1905号 (2010)
31. 河合芳光「近時の会社法・商行為法制にかかわる動向」 商事法務 1920号
(2011) 31-37頁
32. 阿部泰久他「今までのビジネス法制の改革を検証する」 商事法務 1931号 (2011)
33. 「企業会計法の諸相」 日本私法学会シンポジウム 商事法務 1974号 (2012)
4-20頁
34. 久保大作「資本制度・分配規制に関連して」 商事法務 1974号 (2012) 21
-30頁
35. 斉藤静樹「資本と利益の区分と剰余金の区分—資本剰余金を原資とする配当にふ
れて」 企業会計 64巻1号 (2012) 17-24頁
36. 斉藤静樹「会計基準の研究」 中央経済社 (2013)
37. 稲葉威雄「会社法の解明」 中央経済社 (2010)
38. 森本滋「企業結合法の総合的研究」 商事法務 (2009)
39. 高橋英治「企業結合法制の将来像」 中央経済社 (2008)
40. 江頭憲治郎「結合企業法の立法と解釈」 有斐閣 (2001)
41. 「金融商事判例」 1407号 (2013)
42. 伊藤邦雄「I F R S と会社法をめぐる論点」 企業会計65巻5号 (2013) 18
-27頁
43. 弥永真生「連単財務諸表の I F R S 適用による分配規制への影響」 企業会計65
巻5号 (2013) 28-37頁

(たなか つねお・大原大学院大学 会計研究科教授)